

終活事典123

19

相続税ってかかるの？

「相続税がどのくらいかかるか分からなくて心配です」。そんな相談を受けることが最近よくあります。しかし相続税は全ての人にかかるわけで

財産の評価額 確認しよう

はありません。相続税がかからない範囲の財産があるのです。

関東信越国税局の発表によると、2015年度の栃木県における相続税の申告割合は6・2%でした。つまり相続が起きた場合、100件中6件に相続税がかかったことになりま

す。なぜなら、相続には基礎控除があります。これは相続が発生した時に必ず財産から控除される金額で3千万円になります。そして、この金額に法定相続人1人に対して600万円の控除が足さ

れます。また、生命保険の死亡保険金は500万円×法定相続人の数までは相続の基礎控除とは別に非課

税枠があります。

例えば、相続人が配偶者と子供2人の家庭の相続で、財産が不動産で1500万円、預貯金と有価証券で2千万円、生命保険の死亡保険金で1500万円あったとしま

す。全部で財産は5千万円ですが、生命保険の死亡

保険金は500万円×3

人11500万円です。非課税になります。残りの財産は3500万円ですが、基礎控除が3千万円と法定相続人3人分で600万円×3人分1800万円を合わせると4800万円が控除となりま

す。

もし、1500万円分が預貯金や有価証券だったらどうでしょうか？相続税がかからない範囲は4800万円なので、全財産5千万円のうち、200万円に相続税がかかります。

ただし、特例によって配偶者の税額が軽減されたり、事業用や居住用の宅地の評価が下がる小規模宅地の特例もあつたりします。相続を得意とする税理士に確認すると良いでしょう。

相続時に税金がかかるかどうかは、どんな財産がどのくらいの評価かを知る必要があります。まずはご自分の財産を書き出して確認することをお勧めします。

(終活アドバイザー・廣木智代)



イラスト/小林隆一

SHIMOTSUKE GRAPHICS